

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成18年 4月 19日

**「確定拠出年金法施行規則」の一部が改正されましたので主な改正点をご案内いたします。**  
**(施行日 平成18年3月27日)**

### 3. 新旧対照条文 確定拠出年金法施行規則

## 確定拠出年金法施行規則の一部改正

確定拠出年金法施行規則の改正により、規約変更手続きの簡素化、運用の除外手続きに係る投資信託償還時の適用除外が措置されました。

### 1. 主な改正事項

#### 規約変更手続きの簡素化

事業主等の名称変更のうち、事業主等の増加・減少を伴わない単純な名称変更については労働組合等の同意が不要となりました。

#### 運用の除外手続きに係る投資信託償還時の適用除外

運営管理機関等が提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときには、当該運用の方法を選択している加入者等の同意を必要としているところ、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき投資信託が繰上償還される場合には、同意が不要となりました。

### 2. 概要書の変更

概要書(別紙1)に、新しく資産移換制度の欄に移換の有無等が設けられました。

#### 確定拠出年金企業型年金概要書(別紙1)

##### 実施事業所一覧

[規約名]			
実施事業所名称	所在地		
事業主名称	住所		
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度
		1無 名2有(厚、確、適、私)	1無 2有(厚、確、適、退)

変更後	変更前
(規約の軽微な変更等) 第5条(略)	(規約の軽微な変更等) 第5条(略)
2 法第6条第2項ただし書きの厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。	2 法第6条第2項ただし書きの厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。
1. 前項第1号に掲げる事項(事業主の減少に係る場合を除く。)	1. 前項第1号に掲げる事項(事業主の住所の変更に限る。)
2. 前項第2号に掲げる事項(実施事業所又は船舶所有者の減少に係る場合を除く。)	2. 前項第2号に掲げる事項(実施事業所又は船舶所有者の所在地の変更に限る。)
3. 前項第3号に掲げる事項	3. 前項第3号に掲げる事項(同号の確定拠出年金運営管理機関の住所の変更に限る。)
4. 前項第4号に掲げる事項	4. 前項第4号に掲げる事項(資産管理機関の住所の変更に限る。)
(運用の方法の除外) 第20条の2 法第26条ただし書きの厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	(運用の方法の除外) 第20条の2 法第26条ただし書きの厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
1・2(略)	1・2(略)
3. 運用の方法が令第15条第1項第3号又、ソ又はナ(外国投資証券を除く。)に掲げる方法である場合にあっては、当該受益証券が投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項又は第49条の4第1項に規定する投資信託約款をいう。)の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。	

注) 下線が変更箇所。

### 4. 添付書類(届出)

規約変更の届出において運営管理機関の名称の変更は、添付書類として「労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書」、「労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書」、「確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し」が不要となりました。

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。